

重要事項説明書

記入年月日	令和元年9月1日
記入者名	矢ヶ部 達也
所属・職名	施設長

1 事業主体概要

種類	個人 / <input checked="" type="checkbox"/> 法人	
	※法人の場合、その種類	社会福祉法人
名称	(ふりがな) しゃかいふくしほうじん けいあいかい 社会福祉法人 敬愛会	
主たる事務所の所在地	〒849-0917 佐賀県佐賀市高木瀬町長瀬1156-1	
連絡先	電話番号	090-8416-3986
	FAX番号	0952-36-8560 (本部宛)
	ホームページアドレス	http://
	メールアドレス	
代表者	氏名	内田 康文
	職名	理事長
設立年月日	昭和・ <input checked="" type="checkbox"/> 平成 4年 9月 30日	
主な実施事業	※別添1 (別に実施する介護サービス一覧表)	

2 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

名称	(ふりがな) かいごつきゆうりょうろうじんほ一む かーさ・でさが 介護付有料老人ホーム カーサ・デ佐賀	
所在地	〒849-0917 佐賀県佐賀市高木瀬町長瀬1294-4	
主な利用交通手段	最寄駅	佐賀駅
	交通手段と所要時間	JR佐賀駅よりタクシー10分 佐賀記念病院バス停から徒歩2分 佐賀大和インターより車で5分
連絡先	電話番号	0952-37-7293
	FAX番号	0952-37-7294
	ホームページアドレス	http://
	メールアドレス	Ca-sadesaga@dream.ocn.ne.jp
管理者	氏名	矢ヶ部 達也
	職名	施設長
建物の竣工日		昭和・平成 24年10月15日
有料老人ホーム事業の開始日		昭和・平成 24年11月 1日

(類型) 【表示事項】

<input checked="" type="checkbox"/> 1 介護付 (一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合) <input type="checkbox"/> 2 介護付 (外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を提供する場合) <input type="checkbox"/> 3 住宅型 <input type="checkbox"/> 4 健康型		
1 又は 2 に該当する 場合	介護保険事業者番号	4170102232
	指定した自治体名	佐賀県 (市)
	事業所の指定日	平成 24年 11月 1日
	指定の更新日 (直近)	平成 30年 11月 1日

3 建物概要

土地	敷地面積	2.588.06 m ²				
	所有関係	1 事業者が自ら所有する土地				
		2 事業者が賃借する土地				
		抵当権の有無	1 あり	2 なし		
契約期間		1 あり (年 月 日 ~ 年 月 日) 2 なし				
	契約の自動更新	1 あり	2 なし			
建物	延床面積	全体	697.34m ²			
		うち、有料老人ホーム部分	671.54m ²			
	耐火構造	1 耐火建築物 2 準耐火建築物 3 その他 ()				
	構造	1 鉄筋コンクリート造 2 鉄骨造 3 木造 4 その他 ()				
	所有関係	1 事業者が自ら所有する建物				
		2 事業者が賃借する建物				
抵当権の設定		1 あり	2 なし			
契約期間		1 あり (年 月 日 ~ 年 月 日) 2 なし				
	契約の自動更新	1 あり	2 なし			
居室の状況	居室区分 【表示事項】	1 全室個室				
		2 相部屋あり				
		最少	人部屋			
		最大	人部屋			
		トイレ	浴室	面積	戸数・室数	区分※
タイプ1		有/無	有/無	15.2m ²	24	
タイプ2		有/無	有/無	m ²		
タイプ3		有/無	有/無	m ²		
タイプ4		有/無	有/無	m ²		
タイプ5		有/無	有/無	m ²		
タイプ6		有/無	有/無	m ²		
タイプ7		有/無	有/無	m ²		
タイプ8		有/無	有/無	m ²		
タイプ9		有/無	有/無	m ²		
タイプ10		有/無	有/無	m ²		

※「一般居室個室」「一般居室相部屋」「介護居室個室」「介護居室相部屋」「一時介護室」の別を記入。

共用施設	共用便所における便房	2ヶ所	うち男女別の対応が可能な便房	ヶ所	
			うち車椅子等の対応が可能な便房	1ヶ所	
	共用浴室	1ヶ所	個室	1ヶ所	
			大浴場	ヶ所	
	共用浴室における介護浴室	1ヶ所	チェアー浴	1ヶ所	
			リフト浴	ヶ所	
			ストレッチャー浴	ヶ所	
			その他（ ）	ヶ所	
	食堂	<input checked="" type="checkbox"/> 1	あり	<input type="checkbox"/> 2	なし
	入居者や家族が利用できる調理設備	<input type="checkbox"/> 1	あり	<input checked="" type="checkbox"/> 2	なし
エレベーター	<input type="checkbox"/> 1	あり（車椅子対応）	<input type="checkbox"/> 2	あり（ストレッチャー対応）	
	<input type="checkbox"/> 3	あり（上記1・2に該当しない）	<input checked="" type="checkbox"/> 4	なし	
消防用施設等	消火器	<input checked="" type="checkbox"/> 1	あり	<input type="checkbox"/> 2	なし
	自動火災報知設備	<input checked="" type="checkbox"/> 1	あり	<input type="checkbox"/> 2	なし
	火災通報設備	<input checked="" type="checkbox"/> 1	あり	<input type="checkbox"/> 2	なし
	スプリンクラー	<input checked="" type="checkbox"/> 1	あり	<input type="checkbox"/> 2	なし
	防火管理者	<input checked="" type="checkbox"/> 1	あり	<input type="checkbox"/> 2	なし
	防災計画	<input checked="" type="checkbox"/> 1	あり	<input type="checkbox"/> 2	なし
その他					

4 サービスの内容 (全体の方針)

運営に関する方針	入居者に対し楽しく安らぎを感じる生活環境と、優しさと笑顔のある心のこもった介護を提供します。また、地域との交流を図り開かれた施設作りを行う。				
サービスの提供内容に関する特色	協力病院との24時間対応できる医療体制が整った住環境。				
入浴、排せつ又は食事の介護	<input checked="" type="checkbox"/> 1	自ら実施	<input type="checkbox"/> 2	委託 <input type="checkbox"/> 3	なし
食事の提供	<input type="checkbox"/> 1	自ら実施	<input checked="" type="checkbox"/> 2	委託 <input type="checkbox"/> 3	なし
洗濯、掃除等の家事の供与	<input checked="" type="checkbox"/> 1	自ら実施	<input type="checkbox"/> 2	委託 <input type="checkbox"/> 3	なし
健康管理の供与	<input checked="" type="checkbox"/> 1	自ら実施	<input type="checkbox"/> 2	委託 <input type="checkbox"/> 3	なし
安否確認又は状況把握サービス	<input checked="" type="checkbox"/> 1	自ら実施	<input type="checkbox"/> 2	委託 <input type="checkbox"/> 3	なし
生活相談サービス	<input checked="" type="checkbox"/> 1	自ら実施	<input type="checkbox"/> 2	委託 <input type="checkbox"/> 3	なし

(介護サービスの内容)

特定施設入居者生活介護の加算の対象となるサービスの体制の有無	入居継続支援加算	1	あり	2	なし	
	生活機能向上連携加算	1	あり	2	なし	
	個別機能訓練加算	1	あり	2	なし	
	夜間看護体制加算	1	あり	2	なし	
	若年性認知症入居者受入加算	1	あり	2	なし	
	医療機関連携加算	1	あり	2	なし	
	口腔衛生管理体制加算	1	あり	2	なし	
	栄養スクリーニング加算	1	あり	2	なし	
	退院・退所時連携加算	1	あり	2	なし	
	看取り介護加算	1	あり	2	なし	
	認知症専門ケア加算	(I)	1	あり	2	なし
		(II)	1	あり	2	なし
	サービス提供体制強化加算	(I)イ	1	あり	2	なし
(I)ロ		1	あり	2	なし	
(II)		1	あり	2	なし	
(III)		1	あり	2	なし	
人員配置が手厚い介護サービスの実施の有無	1	あり	(介護・看護職員の配置率) : 1			
	2	なし				

(医療連携の内容)

医療支援	※複数選択可			
	1	救急車の手配		
	2	入退院の付き添い		
	3	通院介助		
	4	その他 ()		
協力医療機関	1	名称	医療法人社団敬愛会 佐賀記念病院	
		住所	佐賀市高木瀬町大字長瀬1240番地1	
		診療科目	総合診療科、皮膚科、眼科、耳鼻科、整形外科1	
		協力内容	往診、外来、入院による治療	
	2	名称		
		住所		
		診療科目		
		協力内容		
協力歯科医療機関	名称	医療法人社団敬愛会 佐賀記念病院		
	住所	佐賀市高木瀬町大字長瀬1240番地1		
	協力内容	外来、往診による治療や口腔ケア		

(入居後に居室を住み替える場合) ※住み替えを行っていない場合は省略可能

入居後に居室を住み替える場合 ※複数選択可	1 一時介護室へ移る場合 2 介護居室へ移る場合 3 その他(空き居室へ移動)	
判断基準の内容	身体面、精神面で移動が望ましい場合	
手続きの内容	希望、相談確認後、管理者にて判断	
追加的費用の有無	1 あり 2 なし	
居室利用権の取扱い		
前払金償却の調整の有無	1 あり 2 なし	
従前の居室との 仕様の変更	面積の増減	1 あり 2 なし
	便所の変更	1 あり 2 なし
	浴室の変更	1 あり 2 なし
	洗面所の変更	1 あり 2 なし
	台所の変更	1 あり 2 なし
	その他の変更	1 あり (変更内容) 2 なし

(入居に関する要件)

入居対象となる者 【表示事項】	自立している者	1 あり 2 なし
	要支援の者	1 あり 2 なし
	要介護の者	1 あり 2 なし
留意事項	概ね60歳以上で常時介護を必要とされる方と、概ね身の回りのことが出来る方	
契約の解除の内容	<p>事業者は入居者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、その事が本契約をこれ以上将来に維持することが社会通念上著しく困難と認められた場合に本条第2項及び第3項に規程した条件の下に本契約を解除することがあります。</p> <p>1</p> <p>一 入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき</p> <p>二 管理費その他の費用の支払を正当な理由なくしばしば遅滞するとき</p> <p>三 第20条(禁止又は制限される行為)の規程に違反したとき</p> <p>四 入居者の行動が、他の入居者又は従業者の生命に危害を及ぼし、又その危害の切迫した恐れがあり、かつ有料老人ホームにおける通常の介護方法及び処遇方法ではこれを防止することが出来ないとき</p>	

	<p>2 前項の規定に基づき契約の解除は、事業者は書面にて次の各号に掲げる手続きを行います。</p> <p>一 契約解除の通告について90日間 [3ヶ月]の予告期間を置く</p> <p>二 前項の通告に先立ち、入居者及び身元引受人に弁明の機会を設ける</p> <p>三 介助通告に伴う予告期間中に、入居者の移転先の有無について確認し移転先がない場合には入居者や身元引受人等、その他の関係者、関係機関と協議し移転先確保について協力する。</p> <p>3 第1項第四号によって契約解除する場合には、事業者は書面にて前事項に加えて次の第一号及び第二号に掲げる手続きを行います。</p> <p>一 医師の意見を聞く</p> <p>二 一定の観察期間を置く</p>	
事業主体から解約を求める場合	解約条項	本条第2項及び第3項
	解約予告期間	3ヶ月
入居者からの解約予告期間		1ヶ月
体験入居の内容	<p>1 あり（内容：一般居室に空室がある場合に可能 1泊2日、夕・翌朝2食付き、5,250円）</p> <p>2 なし</p>	
入居定員		24人
その他		

5 職員体制

※有料老人ホームの職員について記載すること（同一法人が運営する他の事業所の職員については記載する必要はありません）。

（職種別の職員数）

	職員数（実人数）			常勤換算人数 ※1※2
	合計	常勤	非常勤	
管理者	1	1	0	1
生活相談員	1	1	0	1
直接処遇職員	15	6	9	10.9
介護職員	13	5	8	9.4
看護職員	2	1	1	1.5
機能訓練指導員	1	0	0	1
計画作成担当者	1	1	0	1
栄養士	0	0	0	0
調理員	0	0	0	0
事務員	1		1	1
その他職員	5	1	4	3.5
1週間のうち、常勤の従事者が勤務すべき時間数※2				40時間

- ※1 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。
- ※2 特定施設入居者生活介護等を提供しない場合は、記入不要。

(資格を有している介護職員の人数)

	合計		
		常勤	非常勤
社会福祉士	0	0	0
介護福祉士	11	4	7
実務者研修の修了者	0	0	0
初任者研修の修了者	0	0	0
介護支援専門員	1	0	1

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計		
		常勤	非常勤
看護師又は准看護師	1	1	0
理学療法士	0	0	0
作業療法士	0	0	0
言語聴覚士	0	0	0
柔道整復士	0	0	0
あん摩マッサージ指圧師	0	0	0

(夜勤を行う看護・介護職員の人数)

夜勤帯の設定時間 (16時30分 ~ 10時30分)		
	平均人数	最少時人数 (休憩者等を除く)
看護職員	0人	0人
介護職員	2人	1人

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・介護職員の割合 (一般型特定施設以外の場合、本欄は省略可能)	契約上の職員配置比率※ 【表示事項】	a 1.5:1以上 b 2:1以上 c 2.5:1以上 d 3:1以上
	実際の配置比率 (記入日時点での利用者数:常勤換算職員数)	3:1
※広告、パンフレット等における記載内容に合致するものを選択		
外部サービス利用型特定施設である有料老人ホームの介護サービス提供体制 (外部サービス利用型特定施設以外の場合、本欄は省略可能)	ホームの職員数	人
	訪問介護事業所の名称	
	訪問看護事業所の名称	
	通所介護事業所の名称	

(職員の状況)

管理者	他の職務との兼務						1	あり	2	なし	
	業務に係る資格等						1	あり			
							資格等の名称				
						2	なし				
		看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数		0	0	0	4	0	0	0	0	0	0
前年度1年間の退職者数		0	1	0	4	0	0	0	0	0	0
応じた業務に従事した経験年数に 業務に従事した経験年数に 業務に従事した経験年数に 業務に従事した経験年数に 業務に従事した経験年数に 業務に従事した経験年数に	1年未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1年以上 3年未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3年以上 5年未満	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
	5年以上 10年未満	0	1	0	6	0	0	0	0	0	0
	10年以上	1	0	5	0	1	0	1	0	1	0
	従業者の健康診断の実施状況						1	あり	2	なし	

6 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態 【表示事項】	1 利用権方式 2 建物賃貸借方式 3 終身建物賃貸借方式	
利用料金の支払い方法 【表示事項】	1 全額前払い方式	
	2 一部前払い・一部月払い方式	
	3 月払い方式	
	4 選択方式 ※該当する方式を全て 選択	1 全額前払い方式 2 一部前払い・一部月払い方式 3 月払い方式
年齢に応じた金額設定	1 あり	2 なし
要介護状態に応じた金額設定	1 あり	2 なし
入院等による不在時における 利用料金(月払い)の取扱い	1 減額なし 2 日割り計算で減額 3 不在期間が 日以上の場合に限り、日割り計算で減額	
利用料金の 改定	条件	介護保険制度の見直し等の時にあり。
	手続き	特になし、文書にて内容説明を実施。

(利用料金のプラン【代表的なプランを2例】)

		プラン1	プラン2	
入居者の状況	要介護度	要支援2	要介護1	
	年齢	85歳	85歳	
居室の状況	床面積	15.2㎡	15.2㎡	
	便所	1 有 2 無	1 有 2 無	
	浴室	1 有 2 無	1 有 2 無	
	台所	1 有 2 無	1 有 2 無	
入居時点で必要な費用	前払金	0円	0円	
	敷金	0円	0円	
月額費用の合計		152670円	159480円	
家賃		72000円	72000円	
サービス費用	特定施設入居者生活介護※1の費用	9576円	16549円	
	介護保険外※2	食費	56400円	56400円
		管理費	0円	0円
		介護費用	0円	0円
		光熱水費	15000円	15000円
	その他	0円	0円	
※1 介護予防・地域密着型の場合を含む。				
※2 有料老人ホーム事業として受領する費用（訪問介護などの介護保険サービスに関わる介護費用は、同一法人によって提供される介護サービスであっても、本欄には記入していない。）				

(利用料金の算定根拠)

費用	算定根拠
家賃	月々の土地の借地料と建設費の償却費用+その利子・修繕費等施設内消耗品費等
敷金	家賃のヶ月分
介護費用	※介護保険サービスの自己負担金額は含まない。
管理費	
食費	朝食500円、昼食640円、おやつ100円、夕食640円
光熱水費	日額500円
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添2
その他のサービス利用料	

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠) ※特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

費用	算定根拠
特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	介護保険負担割合証の負担割合に準ずる1割又は2割を自己負担とする。
特定施設入居者生活介護※における人員配置	

が手厚い場合の介護サービス（上乘せサービス）	
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。	

（前払金の受領）※前払金を受領していない場合は省略可能

算定根拠		
想定居住期間（償却年月数）		ヶ月
償却の開始日		入居日
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額（初期償却額）		円
初期償却率		%
返還金の算定方法	入居後3月以内の契約終了	
	入居後3月を超えた契約終了	
前払金の保全先	1 連帯保証を行う銀行等の名称	
	2 信託契約を行う信託会社等の名称	
	3 保証保険を行う保険会社の名称	
	4 全国有料老人ホーム協会	
	5 その他（名称： ）	

7 入居者の状況【冒頭に記した記入日現在】
（入居者の人数）

性別	男性	5人
	女性	16人
年齢別	65歳未満	1人
	65歳以上75歳未満	1人
	75歳以上85歳未満	3人
	85歳以上	16人
要介護度別	自立	0人
	要支援1	2人
	要支援2	2人
	要介護1	2人
	要介護2	5人
	要介護3	6人
	要介護4	3人
	要介護5	1人
入居期間別	6ヶ月未満	2人
	6ヶ月以上1年未満	2人
	1年以上5年未満	14人
	5年以上10年未満	3人
	10年以上15年未満	0人
	15年以上	0人

(入居者の属性)

平均年齢	86歳
入居者数の合計	21人
入居率※	87%
※入居者数の合計を入居定員数で除して得られた割合。一時的に不在となっている者も入居者に含む。	

(前年度における退去者の状況)

退去先別の人数	自宅等	2人
	社会福祉施設	7人
	医療機関	1人
	死亡者	0人
	その他	0人
生前解約の状況	施設側の申し出	0人
		(解約事由の例)
	入居者側の申し出	0人
		(解約事由の例)

8 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情に対する窓口等の状況)※複数の窓口がある場合は欄を増やして記入すること。

窓口の名称	カーサ・デ佐賀 苦情相談窓口	
電話番号	0952-37-7293	
対応している時間	平日	8:30 ~ 17:30
	土曜	8:30 ~ 17:30
	日曜・祝日	8:30 ~ 17:30
定休日	年末年始、12月29日～1月3日	

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	1	あり	(その内容)
	2	なし	
介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した時の対応	1	あり	(その内容)
	2	なし	
事故対応及びその予防のための指針	1	あり	2 なし

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見を把握する取組の状況	1	あり	実施日	
	2	なし	結果の開示	1 あり 2 なし
第三者による評価の実施	1	あり	実施日	

状況	評価機関名称	
	結果の開示	1 あり 2 なし
	2	なし

9 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	1 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公表していない
管理規程	1 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公表していない
事業収支計画書	1 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公表していない
財務諸表の要旨	1 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公表していない
財務諸表の原本	1 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公表していない

10 その他

運営懇談会	1	あり	(開催頻度) 年 1回
	2	なし	
	1	代替措置あり	(内容)
	2	代替措置なし	
提携ホームへの移行 【表示事項】	1	あり (提携ホーム名:)	
	2	なし	
有料老人ホーム設置時の 老人福祉法29条第1項に 規定する届出	1	あり	2 なし
	3	サービス付き高齢者向け住宅の登録を行っているため、高齢者の居住の安定確保に関する法律第23条の規定により、届出が不要	
高齢者の居住の安定確保 に関する法律第5条第1項 に規定するサービス付き 高齢者向け住宅の登録	1	あり	2 2 なし
有料老人ホーム設置運営 指導指針「5. 規模及び 構造設備」に合致しない 事項	1	あり	2 2 なし
合致しない事項があ			

る場合の内容	
「6. 既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性	<input type="checkbox"/> 1 適合している（代替措置） <input type="checkbox"/> 2 適合している（将来の改善計画） <input type="checkbox"/> 3 適合していない
有料老人ホーム設置運営指導指針の不適合事項	
不適合事項がある場合の内容	

添付書類：別添1（別の実施する介護サービス一覧表）
別添2（個別選択による介護サービス一覧表）

※ _____様

説明年月日 令和 年 月 日

説明者署名 _____

説明を受けた者署名 _____

※契約を前提とした説明を行った場合は、説明を受けた者の署名を求める。

介護付有料老人ホーム カーサ・デ佐賀 入所契約書

____様（以下「契約者」という。）と社会福祉法人敬愛会（以下「事業者」という。）は、契約者が介護付有料老人ホームカーサ・デ佐賀（以下「施設」という。）において施設から提供される指定介護福祉施設サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一章 総 則

（契約の目的）

- 第1条 事業者は、介護保険法の趣旨にしたがい、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、その日常生活を営むために必要な居室および共用施設等の使用とともに、第6条および第7条に定める指定介護福祉施設サービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施する指定介護福祉施設サービスの内容、利用期間、および費用などの事項（以下の施設サービス計画という。）は、別紙『重要事項説明書』に定めるとおりとしている。

（契約期間）

- 第2条 契約の有効期間は、契約締結の日から6ヶ月間とします。
- ただし、利用者の契約時の要介護認定等有効期満了日が、上記の契約期間の満了日より前に到来し、要介護認定等が更新される場合は、更新後の要介護認定等有効期間の満了日をもって本契約機関の満了日とします。
- 2 契約期間満了の7日前までに契約者から契約終了時の申し入れがない場合には、本契約は更に6ヶ月間同じ条件で更新されたものとし、以後も同様とします。
- 更新後の契約についても前項の但し書きが適用されます。

（利用期間）

- 第3条 契約者から特に申し入れがない場合は、利用期間を契約締結日から6ヶ月間とし利用期間満了の7日前までに利用中止の申し入れがない場合は、さらに6ヶ月更新するものとします。

（利用の中止・更新・部屋の移動）

- 第4条 契約者は利用期間であっても、サービスの利用を中止または更新することができます。
- 又、事業者は契約者の日常生活上別の個室への移動が必要と認められる場合、本人、家族等と協議の上移動できるものとします。
- 2 前項の場合には契約者は利用の中止または変更の2日前までに事業者に申し出るものとします。
- 3 事業者は、前項に基づく契約者からのサービスの利用の実施・変更の申し出に対して、施設が満室で契約者が希望する機関にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能期間を提示して協議します。

- 4 第1項により利用者がサービスの利用を中止し、施設を退所する場合において、事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し必要な援助を行います。
- 5 契約者が入居時の個室（部屋）から別の個室への移動については、日常生活の中で急激な体調変化及び入居者間のトラブル等が発生し、他の個室（部屋）での生活が契約者にとって生活しやすいと判断した場合は部屋の移動を行うものとします。

（施設サービス計画の決定・変更・交付）

第5条 事業者は、介護支援専門員が施設サービス計画の作成に関する業務を担当します。

- 2 事業者は、介護支援専門員が施設サービス計画について契約者に対して説明を行い、同意を得た上で決定し書面を交付します。
- 3 事業者は、更新時もしくは契約者および家族等の要請、または、契約者の状況の変化に応じて、介護支援専門員に施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者およびその家族等と協議して、施設サービス計画を変更します。
- 4 事業者は、施設計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し同意を得ます。

（介護保険給付対象サービス）

第6条 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、施設において契約者に対して入浴・排泄・食事等の介護、相談及び援助、その他の療養上必要な機能訓練等のサービスを提供します。

- 2 前項の費用の額は別紙「利用料金表」に記載した通りです。

（介護保険給付対象外サービス）

第7条 事業者は契約者との同意に基づき、食事、居住の提供、特別な食事の提供、理美容のサービス、別に定める教養娯楽設備等の提供、あるいはレクリエーション行事、事業者が提供する以外の物品あるいは食事等、介護保険給付対象外サービスとして提供します。

- 2 前項の費用の額は別紙「利用料金表」に記載した通りです。
- 3 事業者は第1項に定める各種サービスの提供について、必要に応じて契約者およびその家族に対しても分かりやすく説明します。

（個室料及び施設内消耗品費、光熱水費負担）

第8条 契約者は定められた個室料を支払うものとし、施設内消耗品費、光熱水費等を負担するものとします。

（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不可能）

第9条 契約の有効期間中、地震、噴火等の天災・危険を伴う悪天候・その他の事業者の責に帰すべきではない事由によりサービスが実施できなくなった場合には、契約者に対して該当サービスを提供すべき義務を負いません。

（委任契約）

第10条 契約者は、契約有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失われている場合および失う場合に備えて、契約者に代わる意思決定者（以下「代理権受任者」という）として契約者の家族等をあらかじめ代理人と定めることに同意します。

(運営規程の遵守)

- 第11条 事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、契約者に対して本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物および付帯施設の維持管理を行います。
- 2 本契約における運営規程については、本契約に不随するものとして、事業者、契約者とともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合には、契約者に対して事前に説明します。
 - 3 契約者は、事前の変更に同意することが出来ない場合には、本契約を解約することができます。

第二章 サービスの利用料と料金の支払い

(サービス利用料の支払い)

- 第12条 契約者は、第6条、第7条に定めるサービスを受けた場合および第8条に定める個室料金負担は、別紙「利用料金表」に定める利用料を事業者に支払うものとします。
- 2 前項の他、契約者は利用期間中の利用者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者に支払うものとします。
 - 3 事業者は、前項に規程する費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者などに対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い利用者等の同意を得ます。
 - 4 契約者は、サービス利用料金を、本契約に定める所定の利用料支払い方法に基づいて支払うものとする。
 - 5 支払方法については、事務所へ持参して頂きお支払頂くか、指定の口座へ振り込んで頂く方法で支払うものとする。

(利用料金変更)

- 第13条 第12条第1項に定めるサービス利用料について、介護保険給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料を変更することができます。
- 2 第12条に定めるサービス利用料については、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、事業者は契約者に対し説明をした上で当該サービスの利用料金を相当の額に変更することができます。
 - 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合は、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務等

(事業者及び従業者の義務)

- 第14条 事業者及びサービス従業者は、サービスの提供にあたって契約者の生命、身体の安全確保に配慮します。
- 2 事業者は、契約者の体調、健康状態等の必要な事項について事業者の医師、看護職員、もしくは主治医またはあらかじめ定めた協力医療機関との連携及び契約者からの聴取、確認をしたうえでサービスを実施する。

- 3 事業者は、非害災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、規程の非難、確認をしたうえでサービスを実施する。
- 4 事業者およびサービス従業者は、契約者又は、他の契約者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の契約者の行動を制限する行為を行いません。
- 5 事業者は、契約者に対する指定介護福祉施設サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付します。
- 6 事業者は、サービスの提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医またはあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
- 7 事業者は、契約者が受けている要介護認定の有効期間満了日の30日前までに、要介護認定の更新申請の援助を行います。

(秘密保持等)

第16条 事業者及びサービス従事者は、特定施設入居者生活介護施設サービスを提供するうえで、知りえた契約者またはその家族に関する事項を正当な理由なく第三者に洩らしません。

(個人情報使用同意)

第17条 事業者は、契約者の同意なしに個人情報を使用しません。

- 2 次の各号に掲げる場合は、本契約を持って事前に同意があったものとします。
 - 一 事業者が、施設サービス計画に基づくサービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議において使用する場合。
 - 二 契約者が、緊急に医療の必要性がある場合
 - 三 契約者が、入院等医療機関で受診するときに医療機関に対し使用する場合。
 - 四 事業者が、契約終了によって契約者を他の施設へ紹介するなどの援助を行う際に使用する場合。

第四章 契約者の義務

(契約者の施設利用上の注意義務等)

- 第18条 契約者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、サービスの実施および安全衛生等の管理上必要があると認められる場合には、事業者およびサービス従業者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。ただし、事業者は、契約者のプライバシー等の保護について十分な配慮をします。
 - 3 契約者は、事業所の施設、設備について、故意または重大な過失により滅失・破損・汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、また相当の代価を支払うものとします。

- 4 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者およびその家族と事業者との協議により別の居室への変更をはじめ、共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

(一時外泊および外出)

- 第19条 契約者は、事業者の同意を受けた上で、概ね6日間以内の期間で施設外で外泊できるものとします。その場合、契約者は外泊開始の2日前までに事業所に届け出るものとします。ただし、契約者の都合によりやむを得ない場合はその限りではありません。
- 2 契約者は、事業者の同意を受けた上で、外出できるものとします。外出、外泊の際には、必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出るものとします。

(契約者の禁止行為)

- 第20条 契約者は施設内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。
- 一 決められた場所以外での喫煙
 - 二 サービス従事者または他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動・政治活動・営利活動を行うこと。
 - 三 事業者の、許可を得ない飲食物・酒類の持ち込み・飲食を行うこと。
 - 四 他の利用者や施設に迷惑や損害を与える恐れがある物品の持ち込み。
 - 五 個室における火気の取り扱いは禁止する。

第五章 損害賠償等

(損害賠償の責任)

- 第21条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、事業者の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害についても賠償する責任を負います。第16条に定める秘密保持義務に違反した場合も同様とします。
- ただし、契約者にも故意または重大な過失が認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じることができます。
- 2 前項の損害賠償は、施設が加入している保険の範囲内において行います。
 - 3 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行します。

(損害賠償がされない場合)

- 第22条 事業者は、次の各号に該当する場合には、事業者の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。
- 一 契約者が、契約締結時にその身体の状態および、病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
 - 二 契約者がサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
 - 三 契約者の急激な体調変化等、施設の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生しない場合。

- 四 契約者が、事業者もしくはサービス従業者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合。

第六章 契約の終了

(契約終了の事由、契約終了の援助)

第23条 契約者は、次の各号に掲げる場合は契約を終了するものとします。

- 一 契約者が死亡した場合。
 - 二 契約者が入院により、医師の判断で施設復帰が困難となった場合、契約者との相談により判断する。
 - 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
 - 四 施設の滅失や重大な損壊により、サービスの提供が不可能になった場合
 - 五 施設が介護保険の指定に取り消された場合、または指定を辞退した場合。
 - 六 第24条から第25条に基づき本契約が解約または、解除された場合。
- 2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了した場合には、契約者の心身の状況、おかれている環境等を環案し、必要な援助を行うように努めます。

(契約者からの解約)

第24条 契約者は本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合に契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者に通知するものとします。

(事業者からの契約解除)

第25条 事業者は、契約者が次の各号に該当する場合には、本契約を解約することができます。

- 一 契約者が、契約締結時に、その心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果、契約を継続しがたい重要な事情を生じさせた場合。
- 二 契約者による第12条第一項、第二項に定めるサービス利用料金の支払いが正当な理由なく三カ月以上遅延し、相当期間を定め催告にもかかわらずこれが支払われない場合。その後、法的は処置を講ずる場合もあります。
- 三 契約者が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従業者もしくは他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行う等によって、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合。

(精算)

第26条 第23条第一項により、本契約が終了した場合において契約者および、第10条で定めた代理権受任者が、既実施されたサービスに対する利用支払義務、第18条第三項(原状回復の義務)、その他の条項に基づき義務を事業者に対して負担しているとき契約終了日から二週間以内に精算するものとします。

(残置物の引き取り等)

第27条 契約者は、本契約終了後、契約者の残置物がある場合は、その残置物の引き取りの責を負うものとします。

- 2 契約者が残置物の引き取りを行えない場合は、第10条に定められている代理権受任者が残置物の引き取りの責を負うものとします。
- 3 事業者は、本契約が終了後、契約者または代理権受任者にその旨連絡します。
- 4 契約者または代理権受任者は、前項の連絡を受けた後二週間以内に残置物を引き取るものとします。ただし、契約者または代理権受任者は、特段の事情がある場合には、事前の連絡を受けた後、速やかに事業者にその旨連絡するものとします。
- 5 事業者は、前項の但し書きの場合を除いて、契約者または代理権受任者が引き取りに相当な時間が過ぎても残置物を引き取る責任を履行しない場合は、当概残置物を事業所側で処分するものとします。但し、その処分にかかる費用は契約者または残置物引取り人の全額負担となります。

第七章 その他

(苦情解決)

第28条 事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して苦情を受ける窓口を設置して適切に対応します。

(協議事項)

第29条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は契約者と誠意をもって協議します。

(契約者の同意)

第30条 契約者が、『重要事項説明書』および本契約の説明を受け同意する場合、上記の契約に証するため、本書二通を作成し、契約者・事業者が記名捺印のうえ各一通を保有するものとします。

(連帯保証人)

第31条 契約者は、代理権受任者と別世帯で独立した生計を営み施設利用料の支払い能力を有する連帯保証人を定めることとする。連帯保証人は契約者が本契約より生ずべき責務が履行できないときは、契約者と連帯してその履行の責任を負うものとする。

令和 年 月 日

契約者

私は、重要事項説明書において、事業者から重要事項の説明を受け確認しました。
私は、個人情報使用について、別紙のとおり説明を受け同意しました。
私は、この契約で確認する特定施設入居者生活介護サービス利用を申し込みます。

住所 〒 _____

電話 _____

氏名 _____ 印

家族・連帯保証人（代筆者）

私は、本人の契約意志を確認しました。
私は、個人情報使用について、別紙のとおり説明を受け同意しました。

住所 〒 _____

電話 _____ 携帯 _____

氏名 _____ 印 続柄（ _____ ）

署名代行理由 _____

事業者

当事業者は、特定施設入居者生活介護サービスの利用申し込みを受諾し、この契約に定める各種サービスを誠実に提供いたします。

所在地 佐賀県佐賀市大字長瀬 1 2 9 4 - 4
名称 社会福祉法人 敬愛会
代表者 理事長 内田 康文 印
連絡先 0 9 5 2 - 3 7 - 7 2 9 3

説明者 _____ 印

以上のとおり、契約が成立したことを証する為に、本契約書を2通作成し、利用者及び、事業者は署名押印の上、各自1通ずつ保有することとする。

介護付有料老人ホーム カーサ・デ佐賀

別添1 事業主体が県内で実施する他の介護サービス

介護サービスの種類			事業所の名称	所在地
<居宅サービス>				
訪問介護	なし	<input checked="" type="checkbox"/>	在宅介護支援センター三瀬	佐賀市三瀬村三瀬38番地1
訪問入浴介護	なし	<input checked="" type="checkbox"/>		
訪問看護	なし	<input checked="" type="checkbox"/>		
訪問リハビリテーション	なし	<input checked="" type="checkbox"/>		
居宅療養管理指導	なし	<input checked="" type="checkbox"/>		
通所介護	なし	<input checked="" type="checkbox"/>	シニアケア武雄 デイサービスセンター佐賀	武雄市朝日町大字廿久4269-28 佐賀市高木瀬町長瀬1156-1
通所リハビリテーション	なし	<input checked="" type="checkbox"/>		
短期入所生活介護	なし	<input checked="" type="checkbox"/>	シルバーケア三瀬 シルバーケア吉野ヶ里	佐賀市三瀬村三瀬38番地1 神埼郡吉野ヶ里町吉田1493-1
短期入所療養介護	なし	<input checked="" type="checkbox"/>		
特定施設入居者生活介護	なし	<input checked="" type="checkbox"/>	シニアケア武雄	武雄市朝日町大字廿久4269-28
福祉用具貸与	なし	<input checked="" type="checkbox"/>		
特定福祉用具販売	なし	<input checked="" type="checkbox"/>		
<地域密着型サービス>				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	なし	<input checked="" type="checkbox"/>		
夜間対応型訪問介護	なし	<input checked="" type="checkbox"/>		
認知症対応型通所介護	なし	<input checked="" type="checkbox"/>		
小規模多機能型居宅介護	なし	<input checked="" type="checkbox"/>	シニアホーム三瀬	佐賀市三瀬村三瀬38番地1
認知症対応型共同生活介護	なし	<input checked="" type="checkbox"/>		
地域密着型特定施設入居者生活介護	なし	<input checked="" type="checkbox"/>		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	なし	<input checked="" type="checkbox"/>		
看護小規模多機能型居宅介護	なし	<input checked="" type="checkbox"/>		
居宅介護支援	なし	<input checked="" type="checkbox"/>	シルバーケア三瀬	佐賀市三瀬村三瀬38番地1
<居宅介護予防サービス>				
介護予防訪問介護	なし	<input checked="" type="checkbox"/>		
介護予防訪問入浴介護	なし	<input checked="" type="checkbox"/>		
介護予防訪問看護	なし	<input checked="" type="checkbox"/>		
介護予防訪問リハビリテーション	なし	<input checked="" type="checkbox"/>		
介護予防居宅療養管理指導	なし	<input checked="" type="checkbox"/>		
介護予防通所介護	なし	<input checked="" type="checkbox"/>		
介護予防通所リハビリテーション	なし	<input checked="" type="checkbox"/>		
介護予防短期入所生活介護	なし	<input checked="" type="checkbox"/>		
介護予防短期入所療養介護	なし	<input checked="" type="checkbox"/>		
介護予防特定施設入居者生活介護	なし	<input checked="" type="checkbox"/>		
介護予防福祉用具貸与	なし	<input checked="" type="checkbox"/>		
特定介護予防福祉用具販売	なし	<input checked="" type="checkbox"/>		
<地域密着型介護予防サービス>				

介護予防認知症対応型通所介護	なし	あり		
介護予防小規模多機能型居宅介護	なし	あり		
介護予防認知症対応型共同生活介護	なし	あり		
介護予防支援	なし	あり		
＜介護保険施設＞				
介護老人福祉施設	なし	<input checked="" type="checkbox"/>	シルバーケア三瀬 シルバーケア吉野ヶ里	佐賀市三瀬村三瀬38番地1 神埼郡吉野ヶ里町吉田1493-1
介護老人保健施設	なし	あり		
介護療養型医療施設	なし	あり		

別添2

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

特定施設入居者生活介護（地域密着型・介護予防を含む）の指定の有無						なし	あり		
	特定施設入居者生活介護費 で、実施するサービス（利用者一部負担※1）		個別の利用料で、実施するサービス （利用者が全額負担）			包含※2	都度※2	料金※3	備考
			なし	あり	なし				
介護サービス									
食事介助	なし	あり	なし	あり					
排せつ介助・おむつ交換	なし	あり	なし	あり					
おむつ代			なし	あり					
入浴（一般浴）介助・清拭	なし	あり	なし	あり					
特浴介助	なし	あり	なし	あり					
身辺介助（移動・着替え等）	なし	あり	なし	あり					
機能訓練	なし	あり	なし	あり					
通院介助	なし	あり	なし	あり				協力医療機関であれば通院介助あり	
生活サービス									
居室清掃	なし	あり	なし	あり					
リネン交換	なし	あり	なし	あり					
日常の洗濯	なし	あり	なし	あり	○		6000円		
居室配膳・下膳	なし	あり	なし	あり					
入居者の嗜好に応じた特別な食事			なし	あり					
おやつ			なし	あり	○		64円		
理美容師による理美容サービス			なし	あり		○	2420円		
買い物代行	なし	あり	なし	あり				キーパーソン対応不可の場合月に1回程度	
役所手続き代行	なし	あり	なし	あり					
金銭・貯金管理			なし	あり					
健康管理サービス									
定期健康診断				あり				※回数（年○回など）を明記すること	
健康相談	なし	あり	なし	あり					
生活指導・栄養指導	なし	あり	なし	あり					
服薬支援	なし	あり	なし	あり					
生活リズムの記録（排便・睡眠等）	なし	あり	なし	あり					
入退院時・入院中のサービス									
移送サービス	なし	あり	なし	あり					
入退院時の同行	なし	あり	なし	あり				協力医療機関であれば同行あり	
入院中の洗濯物交換・買い物	なし	あり	なし	あり					
入院中の見舞い訪問	なし	あり	なし	あり					

※1：利用者の所得等に応じて負担割合が変わる（1割又は2割の利用者負担）。

※2：「あり」を記入したときは、各種サービスの費用が、月額サービス費用に含まれる場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、いずれかの欄に○を記入する。

※3：都度払いの場合、1回あたりの金額など、単位を明確にして記入する。